

## 浜松市債権管理条例等の施行に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市債権管理条例施行規則(平成19年浜松市規則第133号。以下「規則」という。)第8条の規定により浜松市債権管理条例(平成19年浜松市条例第99号。以下「条例」という。)及び規則の施行について必要な事項を定める。

### (不納欠損額の見込み)

第2条 条例第4条に規定する不納欠損額の見込み(以下「見込み」という。)に勘案する案件は、次に掲げるとおりとする。

- (1)滞納処分の執行停止又は債権の放棄を行った債権
- (2)滞納処分の執行停止又は債権の放棄を行う予定の債権
- (3)その他回収困難な債権

2 前項に掲げる案件は債権の名称ごとに把握するものとする。

3 見込みは、会計年度のできるだけ早い時期に行うよう努めるものとする。

### (債権処理検討庁内委員会)

第3条 規則第7条に規定する債権処理検討庁内委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる事項の事務処理方針について検討を行う。

- (1)条例第7条から第11条までの規定に係る債権のうち重要なもの
- (2)条例第12条第1項の規定に係る債権
- (3)その他委員会において必要と認める事項

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、財務部長をもって充てる。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### (委員)

第5条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1)財務部税務担当部長
- (2)税務行政を担当する財務部次長
- (3)財務部税務総務課長
- (4)財務部市民税課長
- (5)財務部資産税課長
- (6)財務部収納対策課長
- (7)前各号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者(職員以外の者を含む。)

### (招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (表決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

( 庶務 )

第 8 条 委員会の庶務は、財務部税務総務課において所掌する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。